**【措置委託先用】　やむを得ない事由による措置費用の請求について**

１．提出書類

(1) 【様式第３号】芦屋市障害福祉サービス等措置費請求書

(2)　介護給付費明細書（各サービスごとに１部）

２．提出期限及び支払日

　提出日：サービス提供月の翌月１０日締め切りの提出

支払日：サービス提供月の翌々月１０日払い

※通常の障がい福祉サービスの請求期限及び支払日に準じます。

上記以外の提出につきましては，受理日から約１か月以内の１０日または２５日払いにて随時支払い処理を行います。

３．提出先

　〒６５９－８５０１

　芦屋市精道町７番６号

芦屋市福祉部　障がい福祉課　（当該対象者措置決定担当者）

　TEL　０７９７－３８－２０４３

MAIL　 syougaifukushi@city.ashiya.lg.jp